

新役員報酬・賞与規定 (案)

第1条 (目的)

本規定は常勤役員 (以下単に役員という) の報酬・賞与規定について定める。

第2条 (報酬・賞与の決定)

役員報酬及び賞与は別表の通りとし、理事会の承認を得て、会長がこれを決定する。

第3条 (報酬・賞与の決定基準)

役員報酬及び賞与は、事務局職員の最高額及び同種の法人の水準を勘案して決定する。但し、会の財務状況等やむを得ないときは任期途中においてもその額を削減することがある。

第4条 (報酬体系)

役員報酬は、原則として役員報酬一本とする。

第5条 (非常勤役員の報酬・賞与)

非常勤役員の報酬及び賞与についてはこれを支払わない。

第6条 (通勤費)

事務局職員給与規定による通勤手当相当額を支給する。

第7条 (月給制)

常勤役員に報酬を支払う場合は月給制とし、在任期間中において欠勤または欠務時間が生じても欠勤控除は行わない。

第8条 (支給日・計算期間)

事務局職員給与規定に準ずる。

第9条 (控除)

報酬から以下を控除する。

- ① 所得税及び地方住民税
- ② 健康保険料、介護保険料及び厚生年金保険料

第10条 (規定の変更)

この規定の変更は、公益社団法人日本ニュービジネス協議会連合会の総会の議決をもって行うこととする。

<附則>

本規定は、社団法人日本ニュービジネス協議会連合会が、公益社団法人への移行登記日より施行する。

別表<年間総報酬額>

年間総報酬額 (月額報酬の12ヶ月分に賞与額を加算したもの) の上限は、以下のとおりとする。

専務理事	8,000 千円
常務理事	6,000 千円